

船舶事故調査報告書

平成28年3月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成27年9月1日 03時55分ごろ
発生場所	長崎県対馬市上島東方沖 対馬長崎鼻灯台から真方位048°20.2海里（M）付近 （概位 北緯34°38.0′ 東経129°42.0′）
事故の概要	漁船第8金比羅丸は、漁場付近で転覆した。 第8金比羅丸は、船長及び甲板員が死亡し、航海計器等の濡損を生じた。
事故調査の経過	平成27年9月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第8金比羅丸、17トン NS2-16893（漁船登録番号）、個人所有 16.18m（Lr）×3.73m×1.62m、FRP ディーゼル機関、468kW、昭和63年4月18日 第290-49066号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年10月3日 免許証交付日 平成26年3月10日 （平成31年5月17日まで有効） 甲板員 男性 36歳 操縦免許 なし
死傷者等	死亡 2人（船長及び甲板員）
損傷	航海計器、主機等に濡損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風力 8～10、視界 不良 海象：波高 約3m、水温 約25.2℃ 上対馬及び下対馬には、平成27年8月30日21時50分に竜巻を付加事項とした雷注意報が、9月1日00時45分に強風注意報が、06時49分に波浪注意報がそれぞれ発表された。
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、上島東方沖でいか一本釣り漁をしていた。

	<p>僚船の船長は、本船の東方沖の海域で操業をしていたが、平成27年9月1日04時ごろ風が強くなってきたのでパラシュート型シーアンカーを揚収して航行を始め、04時30分ごろから05時にかけて本船の船長に携帯電話で何度も連絡したが通じなかったので捜索を始めた。</p> <p>本船が所属する漁業協同組合は、僚船の船長から本船の船長と連絡が取れない旨の連絡を受け、08時25分ごろ海上保安庁に捜索を要請した。</p> <p>本船は、10時13分ごろ、巡視船等及び僚船が捜索していたところ、巡視艇によって転覆状態で漂泊しているところを発見された。</p> <p>船長は、船内から海上保安庁の機動救難士によって救助され、ヘリコプターによって病院に搬送されたが、溺水による死亡が確認された。</p> <p>本船は、2日09時30分ごろから巡視艇及び僚船にえい航され、3日対馬市賀谷漁港に帰った。</p> <p>甲板員は、賀谷漁港において陸揚げされた船内で発見され、搬送された病院で溺水による死亡が確認された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、前部甲板下に5つの魚倉があり、最後部の魚倉の船尾側に隣接して機関室が、機関室の上部船尾側に船員室及び賄い室があった。</p> <p>本船は、放水口がブルワークの下端に両舷対称の配置で前部、操舵室横、後部にそれぞれ2か所の合計6か所設けられていた。</p> <p>本船は、陸揚げ時、パラシュート型シーアンカーが揚収されており、いか釣り機は格納されていた。</p> <p>本船及び操舵室内装置等の状況は、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操舵室内の時計は、03時55分で止まっていた。 ・ 操舵室内に設置された配電盤の航海灯、作業灯等のスイッチは入っており、いか釣り機及び集魚灯のスイッチは入っていなかった。 ・ 主機のキーは差し込まれており、始動スイッチがONの位置にあった。 ・ プロペラには、操舵室の上方に積み込まれていたロープと同種のロープ（径約60mm）が絡んでいた。(写真1参照)



写真1 発見時のプロペラの状況

海上保安庁の情報によれば、本船が発見された位置は概位北緯34°38.0′東経129°42.0′である。

本船は、対馬市^{いづはら}厳原港及び比田^{ひたかつ}勝港を基地としており、16時ごろ出港して翌日の07時ごろに帰ってくる操業形態であった。

本船が無線等による救助の要請を僚船に行っていたかは、不明であった。

船長は、ふだんから気象情報をテレビ及び僚船から入手していた。

船長及び甲板員は、発見時には救命胴衣を着用していなかった。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明

不明

あり

本船は、上対馬及び下対馬地区に強風注意報及び竜巻を付加事項とした雷注意報が発表され、風力8～10の南風が吹き、波高約3mの波が生じている状況下、転覆したものと考えられるが、乗組員が死亡していることから、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。

本船は、ロープがプロペラに絡んでいたことから、本事故時、主機が停止した状態であった可能性があると考えられる。

船長及び甲板員は、発見時には救命胴衣を着用していなかったものと考えられる。

船長及び甲板員の死因は、溺水であった。

船長及び甲板員は、発見時に救命胴衣を着用していなかったため、本船が転覆した際、救命胴衣を着用していなかった可能性があり、このことが溺水したことに関与した可能性があると考えられる。

原因

本事故は、夜間、本船が、上対馬及び下対馬地区に強風注意報及び竜巻を付加事項とした雷注意報が発表され、風力8～10の南風が吹き、波高約3mの波が生じている状況下、上島東方沖で転覆したことにより発生したものと考えられる。

参考

今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・救命胴衣の常時着用を徹底すること。

	<ul style="list-style-type: none">・ロープは、積み込む際には倉庫に保管すること。 <p>(平成28年3月31日公表の漁船第一吉栄丸転覆事故の船舶事故調査報告書 参照)</p>
--	--

付図1 事故発生場所概略図

